

第 78 回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:2017 年 12 月 22 日(火)10 時 00 分～11 時 30 分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第 1・第 2 会議室
3. 出席者:細田委員長、鬼沢委員、菅原委員、村上委員、山下委員 以上 5 名出席
その他 経済産業省・環境省担当官、公益財団法人自動車リサイクル促進センター役職員が出席
4. 議題:①2017 年度第 2 四半期の概況【報告事項】
②2017 年度第 2 四半期の決算【報告事項】
③2017 年度第 2 四半期の運用実績【報告事項】
④2017 年度における公益財務基準の適合見込み【諮問事項】 ※非公開
⑤繰越金の使途について【諮問事項】
⑥特預金の出えん等に関する事業の進捗状況【報告事項】
⑦特預金についての今後の検討課題【報告事項】
⑧コンパウンダー・解体業者の視察【報告事項】
⑨ユーザー理解活動の取組【報告事項】

5. 議事録

(1)議題①について

2017 年度第 2 四半期の概況について、事務局から資料「第 78 回 資金管理業務諮問委員会」の 3～4 ページにて報告した。

<主な意見>

【委員A】

3ページにおける中古車輸出台数の地域別の実績に関して、付属資料で構わないので、経年変化を示してほしい。今後、ベース・オブ・ピラミッドであるアフリカの所得の増加が見込まれる中で、新車を購入できない場合、中古車を購入する消費者が多くなるかもしれない。

【事務局】

経年変化が分かるように地域別の実績を記載する。

(2)議題②について

2017 年度第 2 四半期の決算について、事務局から同資料の 5～10 ページにて報告した。

<主な意見>

【委員B】

6ページの特預金残高の推移に関して、金額の推移だけでなく、台数の推移も示してほしい。

【事務局】

台数の推移も示す方向で検討する。

(3)議題③について

2017年度第2四半期の運用実績について、事務局から同資料の11～13ページにて報告した。

<主な意見>

【委員C】

13ページのラダー型資産構成に関して、残存年限1年の財投機関債、地方債等の306億円は、今後、国債又は政府保証債に買い換えられるという理解でよい。

【事務局】

その理解のとおりである。財投機関債等は取得対象債券ではないため取得を行わず、これらの償還分は国債又は政府保証債に買い換える。

【委員C】

リスク分散の観点から、政府保証債について特定のセクターに偏っていないことを確認した方がよい。セクターごとの比率を示してほしい。

【事務局】

政府保証債について、セクターごとの比率を示す方向で検討する。

(4)議題⑤について

繰越金の使途について、事務局から同資料の15～16ページにて説明し、原案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員A】

16ページに「原資4億円で1台当たり26円引下げ可能」と記載があるが、実際に引下げを行うとしたらどのような見通しになるのか。

【事務局】

1円単位は切り捨てになるため、仮に26円の引下げが可能な場合、実際は20円引き下げることになる。ただし、繰越金の額だけでなく、手数料算定の根拠となる費用そのものを精査することになるため、どれだけの引下げが可能かについては改めて検討を要する。

【委員C】

16ページに「輸出取戻し手数料分の残額4億円については、今後も増加が見込まれる」と記載があるが、この点の確度が高いのか。手数料を下げるのは簡単であるが、上げるのはストレスがかかる。

【事務局】

各国の政治経済の影響を受けるため、中古車輸出台数の予測を行うのは難しいが、減少傾向にはないため、輸出取戻し手数料分の残額は増加が見込まれる。また、費用低減に努めており、費用が増加する見込みはないため、手数料改定が適切であると考え

(5) 議題⑥について

特預金の出えん等に関する事業の進捗状況について、事務局から同資料の 17～18 ページにて報告した。

<主な意見>

【委員D】

17ページの不法投棄等対策支援事業の拡充に関して、調査を実施した不法投棄・不適正保管の53事案について、内容を教えてほしい。

【再資源化支援部】

主に不適正保管50台以上の大きな事案が23事案、50台未満の小さな事案が30事案である。自治体において、担当者が交代した際の引継ぎが十分にうまくいっていないケースもある。再資源化支援部としては、この度の支援事業のみならず、定常的な業務を通じても支援していくつもりである。

【委員A】

大規模な不適正保管を抱えている自治体に特徴はあるのか。

【再資源化支援部】

自治体に特徴はない。不適正保管の発生は、収集癖があるなど、原因者によるところが大きい。

【委員E】

不法投棄等対策支援事業の拡充に関して、JARCができるのは事案に関する調査までということか。そうすると、解決に至らないまま、そのままの状態が何年も継続するということになるのか。

【再資源化支援部】

JARCは調査に加えて、手詰まりしている自治体との現地における意見交換を通じて、情報提供等の支援を実施している。また、解決に至らないまま放置されることがないように、継続性の観点から事案を把握し、自治体による原因者への指導の実効性が担保されるように役割を発揮していくつもりである。

【委員E】

地域の住民の声が上がれば、自治体は不適正保管の事案に対応するかもしれない。JARCの理解活動の取組みである情報共有、普及啓発とこの問題を関連付けて対応するのも検討した方がよい。

(6) 議題⑦について

特預金についての今後の検討課題について、事務局から同資料の 19～21 ページにて

報告した。

<主な意見>

【委員A】

20ページに特預金の使途に係る「現行法の範囲内」と「現行法の範囲外」の施策が記載されているが、現行法の範囲内の施策については既に議論し尽くしており、現行法の範囲外の施策については諮問委員会だけでは議論できない。両省は諮問委員会でどのような議論がなされることを期待しているのか。

【経済産業省】

自動車リサイクル法ができてから12年が経過しており、環境も変わってきているため、改めて特預金の発生抑制の手立てを考えた方がよい。諮問委員会の場で「どうすれば発生抑制につながるのか」を検討してもらいたい。

【環境省】

今後はいわゆる20年時効を事由とする特預金が発生するため、1年間に発生する特預金は現在の19億円を上回ると思われる。20年時効を事由とする特預金の発生も考慮したシミュレーションを行う必要がある。

【JARC理事】

財団内で既に当該シミュレーションに着手している。

【経済産業省】

事故を事由とする特預金に関して、保険会社と調整したうえで、保険会社を介して自動車ユーザーに返金する手立てがあってもよいと考える。

また、輸出返還の2年時効を事由とする特預金に関して、「なぜ時効になってしまうのか」についての分析がされていない。輸出取戻し申請の認知度が足りていないために申請がされていないのか、意図的に申請がされていないのか、定かではない。

【委員A】

事故車のエアバッグ類・フロン類の預託金に係る取扱いなど、法律をつくる際に特預金の発生要因についてどのような整理を行ったのかを、次回の諮問委員会にて両省から報告してほしい。

(7)議題⑧について

コンパウンダー・解体業者の視察について、事務局から同資料の 22～23 ページにて報告した。

<主な意見>

なし。

(8)議題⑨について

ユーザー理解活動の取組について、広報・理解活動推進室から別冊 2「(報告)ユーザー理解活動の取組」にて報告した。

＜主な意見＞

【委員E】

2ページに活動の様子としてテレビの報道ニュースに取り上げられたことが記載されているが、どのような経緯で取り上げられることになったのか。

【広報・理解活動推進室】

活動前にニュースリリースの配信を行っただけでなく、地域メディアと自動車リサイクルの取組についての勉強会を行うなどの地道な情報提供が成果に繋がった。

【委員E】

エコプロ2017では、どのようなアンケートを行ったのか。

【広報・理解活動推進室】

アンケートは、「自動車リサイクルを知っていますか」や「自動車リサイクルの情報をどこから得ましたか」などの基本的な内容である。

【委員E】

アンケートの結果を、どのように活用していくのか。

【広報・理解活動推進室】

アンケートの結果を、次年度の理解活動で活用する。

以上